

年金だより

●20歳になったら国民年金に加入しましょう
国民年金は、やがて訪れる老後や、万が一の病気やけがに備えることを目的として、日本国内に住む20歳から60歳までの方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や万が一のとき受けられる障害基礎年金、死亡時に支給される遺族基礎年金等があり、これらの年金を受けるためには、国民年金に加入し保険料を納付することが大切です。

20歳になったら、送付される手続き書類にて、市役所の国民年金担当窓口で手続きを行います(厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く)。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

●扶養親族等申告書を送ります

国民年金、厚生年金保険などから支給される年金のうち、老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税が課されます。

社会保険庁は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっており、年金額が65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上である場合に所得税を源泉徴収しています。

源泉徴収の対象となる方には、10月下旬に社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」が送付されます。この扶養親族等申告書は、平成21年分の年金にかかる所得税を計算

するためのものです。
扶養親族等申告書を提出することで公的年金等控除、基礎控除、扶養控除等の各種控除が受けられますが、提出がない場合は、提出していただいた場合に比べて多くの所得税が源泉徴収されますので、必ず提出をお願いします。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
※IP電話・PHSからは ☎03・6700・1165

●国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

【加入できる方】20歳から60歳までの国民年金第一号被保険者(保険料を免除および猶予されている方、農業者年金の被保険者を除きます)。

【年金の種類】年金のタイプには「終身年金」「確定年金」があり、それぞれ老齢年金と遺族一時金が掛金に応じて支給されます。

【掛金】掛金月額は選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まります。68,000円を上限として加入口数を選び、お支払いいただくこととなります。また、納めた掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

問合せ 東京都国民年金基金 ☎03・5285・8800 またはフリーダイヤル ☎0120・65・4192 (土・日・祝日を除く午前9時~午後5時)

被用者保険の扶養者の方も長寿医療制度の保険料の徴収がはじまります

長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者の方で、これまで被用者保険(健康保険組合・政府管掌保険・共済組合等)被保険者の被扶養者の方は、平成20年4月から9月までの半年間は保険料の負担はありませんでしたが、10月から均等割保険料を納めていただくこととなります。

ただし、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は均等割額が9割軽減されます。

10月31日(金)に住民基本台帳ネットワーク機器の更新を行なうため、住民基本台帳ネットワークシステムを一時停止します。この間、次のサービスが利用できません。

- ・住民基本台帳カードの発行
 - ・公的個人認証(電子証明書)の発行
 - ・住民票の写しの広域交付(福生市以外の市町村の窓口から福生市の住民票の請求及び福生市の窓口から福生市以外の市町村の住民票の請求)
 - ・付記転入転出業務
- 問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

10月の納税

10月は市・都民税(第3期)、国民健康保険税(第4期)、介護保険料(第4期)、後期高齢者医療保険料(第4期)の納期です。10月31日(金)までに納めてください。

口座振替は10月31日(金)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

問合せ 収納課 ☎551・1578

財産所在地	財産種別 および面積	見積価格 公売保証金
福生市大字福生	宅地114.40㎡	27,900,000円
	店舗131.25㎡	2,790,000円
福生市大字福生	宅地73.3㎡	680,000円
		68,000円
福生市加美平二丁目	畑669㎡	11,460,000円
		1,146,000円

※見積価格:入札における開始価格(最低入札価格)
※公売保証金:入札に参加する前に納付しなければならないお金。買受人(落札者)以外には入札終了後に返還されます。

問合せ 収納課 ☎551・1578

市税の滞納者から差し押さえた左表の土地・建物を入札により東京都と合同で公売します。

入札日時 11月11日(火)午後1時~2時

場所 東京都庁第一本庁舎4階北側第一・第二入札室

市税等の納付があった場合中止になることがありますので、詳細は問い合わせください。また、市ホームページでもご覧いただけます。

申告をお忘れではありませんか?

【平成19年に所得が減って所得税(国税)が課されなかった方】

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。

対象 平成18年は所得税が課されたが、平成19年は所得が減って所得税が課されなかった次のような方

- ・定年退職された方や依願退職された方
- ・自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方

申告期限は原則平成20年7月31日までとなっていますが、やむを得ない理由があると認められる場合には、期限後も適用が受けられる場合がありますので、問い合わせください。

※平成19年中の収入が無く未申告の方や、平成19年中に新たにどなたかの扶養になった事で申告不要となった方も、今回の還付の対象となる事がありますので、申告してください。

申告先 平成19年1月1日時点でお住まいであった区市町村の住民税担当窓口

【平成19年の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方】

対象 平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった額がある場合は、申告により、平成20年度の住民税から一定の算式に基づき控除します。

申告期限は原則平成20年3月17日までとなっていますが、やむを得ない理由があると認められる場合には、期限後も適用が受けられる場合がありますので、問い合わせください。ただし、平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

申告先

【確定申告をされている方】申告書の控えをお持ちのうえ、住民税担当窓口へ。

【給与収入の方】源泉徴収票をお持ちのうえ、住民税担当窓口へ。

問合せ 課税課 市民税係 ☎551・1610

児童館で遊ぼう10月(その2)

～田園児童館 ☎552-3133～

◆よちよちすくすくひろば28日(火)午前10時~正午 対象0,1歳児と保護者 ※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆児童館合同「第23回幼児の楽しい運動会」参加者募集21日(火)午前10時30分~午後0時30分 対象 市内在住の乳幼児と保護者 ※先着150組 申込み 10月16日(木)までに直接各児童館へ。

～武蔵野台児童館 ☎553-8822～

◆高校生time~料理 Free Space~17日(金)午後7時~8時30分 対象 高校生年代 ※当日、直接来てください。詳しい内容は問い合わせください。

◆高校生time~スポーツ Free Space~24日(金)午後7時~8時30分 対象 高校生年代 ※当日、直接来てください。詳しい内容は問い合わせください。

【お知らせ】児童館では、高校生年代の皆さんの当施設を利用した活動などに対する場所の提供、相談に応じています。

問合せ 武蔵野台児童館

◆のびのびひろば28日(火)午前10時~正午 対象0,1歳児と保護者 ※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

～熊川児童館 ☎539-1515～

◆こぐまひろば「みんなとあそぼう!」28日(火)午前10時~正午 対象0,1歳児と保護者 持ち物 タオル、着替え、水筒

◆「熊川児童館たのしい秋祭り」

11月2日(日)午前11時~午後3時30分
子どもたちが準備したお店(ゲーム・食べ物屋・工作)などの催しがいっぱいあります。皆さんぜひお越しください。
対象 地域の方 ※前売り金券(200円)を10月20日(月)午前10時から発売します。詳しくは、ポスター、児童館だよりをご覧ください。なお、当日は駐車できませんので徒歩か自転車での来館にご協力ください。

◆くまさんひろば「おんぷさんとあそぼう」11月4日(火)午前10時30分~11時30分 対象 1歳6か月以上の幼児と保護者 持ち物 タオル、汚れてもよい服装、動きやすい服装



納税は『期限内に!』が合言葉 納め忘れも防げて安心 口座振替のご利用を!

小学生対象の事業は、市ホームページの各児童館のページに掲載しています。